

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成24年3月16日～平成24年4月14日 (イネ))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NI A-OS001-8)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NI A-OS002-9)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NI A-OS003-1)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-OS004-2)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-OS005-3)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ ( <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-OS006-4)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページ、J-BCH(バイオセーフティクリアリングハウス)に掲載
- ・ 記者発表

・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成24年3月16日（金）から平成24年4月14日（土）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	29通
-------	-----

整理した意見数	5件
---------	----

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全般	<p>「複合病害抵抗性イネ(WRKY45遺伝子発現イネ、Oryza sativa L. 日本晴; NIA-OS001-8、NIA-OS002-9、NIA-OS003-1、NIA-OS004-2、NIA-OS005-3、NIA-OS006-4)」の第一種使用等に関する承認に賛成いたします。</p> <p>今回申請された複合病害抵抗性イネの第一種使用等に関する承認によって研究が進むことは消費者の利益にも繋がることと考えられますので、速やかな承認をお願いします。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づいて個別の案件ごとに審査を行い、生物多様性に影響が生じないと判断したものを承認しています。</p>	1
2	全般	<p>・研究開発のためとはいえども、将来的な商品化を見据えたものと受け止めます。これまでに日本において商品化されてきた作物に比べても、米は日本の主食であり、一度に多く摂取すること、さまざまな組み換え食品を複合的に摂取による健康被害の発生可能性について危惧します。</p> <p>・遺伝子組み換え食品は絶対に承認するべきではない。</p>	<p>本件は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下、カルタヘナ法)に基づき、遺伝子組換えのイネを、限定された場所・期間において研究利用することを承認するものです。</p> <p>なお、仮に食品として利用する場合には、カルタヘナ法に基づき、使用場所、使用期間等を特定しない一般使用に関する承認が必要です。また、食品への安全性については、他法令による承認が必要になります。</p>	11
3	花粉飛散、交雑について	<p>・「(8) 花粉の飛散を減少させるため、水田を囲う植込みや隔離ほ場の周りに防風林を備えている。」花粉の飛散においては、距離において、どの程度の飛散を想定しているのか。そもそも、遺伝子組み換えの作物は、後世代への影響が不明な点が多いと言われています。</p> <p>・稲は風媒花です。花粉は容易に飛散して周囲の在来稲と交雑してしまうことが予想されます。</p>	<p>花粉の飛散については、申請者が作成した、生物多様性影響評価書第1、1.(3)ニ等に記載されており、また、学識経験者から同評価書に対する意見を聴取した結果、生物多様性への影響はないとされています。</p> <p>なお、周辺で栽培される(農作物である)イネとの交雑に関しては、カルタヘナ法において対象とするものではありませんが、別途、第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針(農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、交雑防止のための距離の確保等の措置が求められることを申し添えます。</p>	19
4	名古屋・クアラルンプール補足議定書について	<p>私たちは、遺伝子組み換え作物については、かねてより、その食品としての安全性への懸念のみならず、環境中に出て交雑する危険性について指摘しています。その意味で「名古屋・クアラルンプール補足議定書」に予防原則の考え方が盛りこまれたことを歓迎するとともに、今後期待をしておりました。署名期限間際の2012年3月2日の閣議決定によって、同議定書に署名することを決定し、翌日署名が行なわれました。そのことは歓迎しつつも、議長国である日本の批准に向けた動きが遅かったこと、議定書の内容に伴うカルタヘナ国内法整備も遅々としてすすんでいないことは大変遺憾です。</p>	<p>現在、政府において、名古屋議定書の批准を目指して、必要となる国内制度等について検討を行っているところです。</p>	3

5	パブリックコメントの方法について	<p>・パブリックコメントを通じての意見募集も結構ですが、メディアを通じての、遺伝子組み換え作物に関する国民的議論をしていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>・本件に限らず、同様のパブリックコメント募集情報は省庁のホームページを見て知るパターンがほとんどです。記者発表もされていることですが、より多くの人たちに情報が届くよう、特に、インターネットによる情報入手が難しい方への配慮を、多方面への情報発信を強化されるべきと考えます。</p>	<p>意見・情報の募集(パブリックコメント)については、募集を開始する際に、記者発表(プレスリリース)を行うとともに、ホームページを通じて広くお知らせしています。また、インターネットが利用できない方のために、資料配布についても対応しています。</p>	4
---	------------------	--	---	---